

内閣府が先日行ったPFIのインターネット会議に参加した各国（日本を含む八つの国および組織）の課題、問題意識はかなりの部分で共通する一方、入札における総合評価のあり方、資金調達の方法等、日本が異なるアプローチをしている分野が明らかになった。公共リスクの民間への移転も国内外では大きく異なっている。

また、筆者も委員をしている自治体PFI推進センター専門委員会も、今年のテーマを「リスク認識共有化に向けた新たなプロセス形成」としており、既に第2回委員会が9月26日に開催された。

このように、今年はPFI事業におけるリスクが注目されつつある。実際のとこ、PFI事業のVFM（使ったお金が生み出す価値）を生み出す要素の多くは、公共リス

クを民間に移転することに関連するといわれている。

ところが、既存のリスクガイドラインでは、リスクの定義が、「選定事業の実施に当たり、協定などの締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスク」ということとなっている。これは、公共が認識しているリスクであって、民

英国財務省のリスク管理指針には、「リスクとは行動や常時の伴う将来の成果の不確実性であり、ポジティブなチャンス（機会）もネガティブな脅威のどちらも含めたものであり、そのリスクは、何かが起きる可能性ともしそれが実際に起きたときの影響の組み合わせによって評価することができ」と示されている。これこそが、PFIに限らず、世界的に認識されてい

I事業を締結することは適切ではない。なぜなら、事業の不具合リスクや品質低下リスクが事業契約期間の後に急上昇する可能性があるからである。

自治体は、施設を整備したり所有したりすることがコア業務ではない。従って、施設の不具合リスクを公共にとるよりも、施設の不具合リスクをとることが上手なものに委託した方が、より高いコスト削減効果が生まれるので

は、世界標準のPFI事業の仕組みがわが国に紹介されていないことに原因がある可能性が高い。この課題を解決するためには、V公共のリスクのうちどのようなものをどのようにして民間に移転するのかを明確にしたリスクを管理するためのモニタリングの仕組みとどのようなものかV要求を満たすことが出来なかった場合にはどのような対処がとられるのかの三つを連動させた事業枠組みを公共が設定しなければならぬ。制賦支払いをよしとする日本版PFIから脱皮

■ 熊谷 弘志 ■

リスク移転で解き明かすPFIの真の姿

間のリスク認識ではない。リスクをネガティブにとらえることしか出来ない

と、リスク移転はリスクプレミアム要因にしかならない。なるべく民間にリスクを移転しないように発注するという、世界標準のPFI手法では考えられない日本版PFIが生まれてしまう原因はここにありそうだ。

る官民が共有するリスクの概念であり、このようなリスクの共有概念があるからこそ、公共リスクを民間に移転することからVFMが生まれるという考え方が生まれるのである。

例えば、30年の耐用年数を持つ施設に含まれる設備更新のリスクを民間に取らせることを避けて、15年間のPFI

はないかと直感的に分かるのではないだろうか。

世界標準のPFI事業手法が示されており、民間にリスクを移転するためのさまざまな仕組みがバリエーションとなっている。リスク移転をせずに、民間資金を利用して制賦支払をするとは、税金の無駄遣いであり禁止すべき行為である。わが国で、この原則に反するPFI事業が行われるの

して、世界標準のPFI事業のレベルに昇華させるためには、民間資金を活用したこのようなリスク移転の仕組みを理解することが必要である。これらのしくみの詳細解説を『脱「日本版PFI」のススメ』（日刊建設工業新聞発行）として出版したのでご紹介しておく。

（アビームコンサルティング社会基盤・サービス統括事業部ディレクター）

所論者論